契約不適格者認定制度の導入について

公益財団法人横浜市建築保全公社では、工事品質の向上、工事中の安全確保等については、 日々の工事監理とともに研修会等を通じて取り組んでいるところですが、より一層の工事品質 の向上、工事中の安全確保を図るため、横浜市の指名停止制度等を参考に、粗雑工事や事故の防 止対策として契約不適格者認定制度を導入し、令和3年4月から運用します。

1 制度概要

当公社が発注する工事や委託等において、契約の相手方としての適格性に欠ける者(契約不適格者)を認定し、新たな契約の締結(指名又は見積書の徴収を含みます。以下同じです。)を所定の期間行わないこととする制度で、その内容は横浜市の指名停止制度等に準じた制度となっています。

(1) 粗雑工事の防止対策

工事成績評定書の評定点合計※が 65 点未満の工事を "粗雑工事" とし、当該工事の請負人 を契約不適格者と認定し、新たな契約の締結を所定の期間行いません。

粗雑工事における契約不適格者認定期間等

| 工事成績評定書の | 契約不適格者 | 約不適格者 | |
|-------------|--------|------------------|--|
| 評定点合計 | 認定期間 | (締結ができない契約) | |
| 60≦評定点合計<65 | 1 か月 | 粗雑工事と同工種の工事入札に限る | |
| 50≦評定点合計<60 | 1 か月 | 全て | |
| 評定点合計<50 | 3 か月 | 全て | |

※評定点合計:横浜市に準拠した工事成績評定基準(令和3年度 運用開始)に基づき算定

(2) 事故の防止対策

安全管理の措置が不適切であったために事故を発生させた場合は、契約の相手方を契約不 適格者と認定し、新たな契約の締結を所定の期間行いません。なお、対象は、工事請負契約 に限らず、委託契約等を含む、公社が発注する全ての契約とします。

事故における契約不適格者認定期間

| 公衆損害事故 (安全管理の措置が不適切な場合) | 契約不適格者認定期間 | |
|----------------------------------|-----------------|--|
| 3人以上の死亡 | 3 か月 | |
| 3人未満死亡、3人以上の負傷者、重大な損害 | 2 か月 | |
| 3人未満の負傷者、損害 | 1 か月 | |
| | #704 ナ | |
| 関係者事故(安全管理の措置が不適切な場合) | 契約不適格者認定期間 | |
| 関係者事故(安全管理の措置が不適切な場合) 3人以上の死亡 | 契約个適格有認定期间 1 か月 | |
| | | |

なお、契約不適格者の認定に至らない場合には、必要に応じて、警告(書面又は口頭)又は注意の喚起(口頭)を行います。

(3) 備考

横浜市の指名停止を受けている者とは、従来どおり新たな契約の締結を行いません。

2 契約不適格者の認定等に伴う工事成績の減点

契約不適格者の認定等を行った場合は、工事成績採点の考査項目「法令遵守等」において 次のとおり減点します。ただし、工事成績評定書の評定点合計が60点以上65点未満の粗雑 工事においては、減点しません。

| 措置内容 | | 措置点数/回 | 措置内容 | 措置点数/回 |
|------|---------------------|--------|---|--------|
| 1 | 契約不適格者認定 3か月以上 | -20 点 | 7 工事関係者事故又は公衆損害事故が 発生したが、当該事故に係る安全管理 | |
| 2 | 契約不適格者認定 2か月以上3か月未満 | -15 点 | 先生したが、当該事故に係る女主官性 の措置の不適切な程度が軽微なため、 | - 3点 |
| 3 | 契約不適格者認定 1か月以上2か月未満 | -13 点 | 口頭警告以上の処分が行われなかった 場合 | - 3 点 |
| 4 | 契約不適格者認定 2週間以上1か月未満 | -10 点 | <i>™</i> | |
| 5 | 文書警告 | - 8点 | 8 その他(理由:) | - 3点 |
| 6 | 口頭警告 | - 5点 | 9 項目該当なし | _ |

なお、契約不適格者の認定を受けたことにより減点され、評定点合計が 65 点以上から 65 点未満になったとしても、新たに契約不適格者として認定しません(警告又は注意の喚起により減点された場合は除きます)。

3 苦情処理制度

契約不適格者認定制度の導入に伴い、契約不適格者の認定、警告、注意の喚起に対する苦情処理制度も併せて導入します。

<苦情>

契約不適格者の認定等に対して不服がある場合は、書面※にて苦情の申立てができます。 苦情の申立てに対し、公社は、原則 10 日以内に書面にて回答します。

<再苦情>

公社からの回答に不服がある場合は、所定の期間内に、書面※にて再苦情の申立てができます。中立かつ公正に苦情処理を行うために、再苦情の申立ては、第三者機関である入札等評価委員会が審議します。公社は、この審議結果を踏まえ、書面にて回答します。また、併せて再苦情処理結果を公表します。

※書面:公社ホームページに様式を掲載

4 関係規程等の制定・改正

契約不適格者認定制度の導入に伴い、次の関係規程等の整備を行いました。なお、これらの 規定等は当公社ホームページに令和3年4月1日以降に掲載します。

契約規程施行要領/契約不適格者認定等措置要綱/契約不適格者認定等措置要綱運用基準/契約不適格者認定等措置に係る苦情処理手続要領/入札等評価委員会設置要綱/請負工事検査事務取扱要領/請負工事検査事務取扱基準/請負工事検査実施細目/工事成績評定基準/優良工事施工者・現場代理人表彰要綱/調達公告 ※各調達公告参照

5 適用開始

令和3年4月1日以降に公告、指名又は見積書を徴収する案件から適用します。

<問い合わせ先>

(制度に関すること)

(契約に関すること) 総務課 契約係

技術管理課 技術管理係

TEL: 045-641-3124

TEL: 045-349-5217